

指定認知症対応型共同生活介護  
介護予防認知症対応型共同生活介護  
運営規程

社会福祉法人 秀和会  
規則 第 号

**(目的)**

第1条 この規程は、社会福祉法人秀和会が設置運営する指定認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護の運営及び利用に関して必要な事項を定め、利用者の自立した生活を地域社会において営むことができるように、円滑な事業の運営を図ることを目的とする。

**(事業の目的)**

第2条 本事業は、認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境のもとで、食事、入浴、排泄等の日常生活の世話及び日常生活の中での心身の機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活を、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立して営むことができるよう支援することを目的とする。

**(運営の方針)**

第3条 本事業所において提供する指定認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護（以下、指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護）は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

- 2 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
- 3 利用者及びその家族に対し、サービスの内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。
- 4 適切な介護技術を持ってサービスを提供する。
- 5 常に提供したサービスの質の管理、評価を行う。

**(事業所の名称等)**

第4条 名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称： グループホームさくらんぼ
- 2 所在地： 茨城県日立市桜川町1丁目1番1号

**(職員の職種、員数及び職務内容)**

第5条 本事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 代表者 1名（兼務）

(2) 管理者 2名（常勤 兼務）

管理者は、業務管理及び職員等の管理を一元的に行う。

(3) 計画作成担当者 2名（常勤 兼務）

計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるような指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画（以下「介護計画」という。）を作成するとともに、連携する介護老人福祉施設、協力病院等との連絡・調整を行う。

(4) 介護職員 若干名（人員基準に関する基準を満たす人数）

介護職員は、介護計画に基づき、利用者に対し必要な介護及び支援を行う。

(5) 夜間対応職員 2名

夜勤者（不寝者対応）により夜間の管理体制を図る。

#### (利用定員)

第6条 利用定員は18名とする。

共同生活住居（1ユニット9室×2）18名

#### (介護の提供内容)

第7条 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供内容は次のとおりとする。

- (1) 入浴、排泄、食事、着替え等の介助
- (2) 日常生活上の世話
- (3) 日常生活の中での機能訓練
- (4) 相談、援助

#### (介護計画の作成等)

第8条 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護サービスの開始に際し、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、個別に介護計画を作成する。

- 2 介護計画の作成、変更には、利用者及び家族に対し、当該計画の内容を面談の上、説明し同意を得る。
- 3 利用者に対し、介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、常に、その実施状況についての評価を行う。
- 4 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き身体拘束は行わない。

#### (利用料等)

第9条 本事業が提供する指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の利用料は、介護報酬の告示上の額とし、法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に対し、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

ただし、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。

- (1) 居住費 61,350 円／月
  - (2) 食材料費 1,445 円／日
  - (3) 水道光熱費 15,000 円／月
  - (4) その他日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担することが適当と認められる費用は実費。
- 2 月の途中における入居または退居については日割計算とする。
  - 3 利用料に支払いは、月ごとに発行する請求書に基づき、銀行口座振替によって指定期日までに受けるものとする。
  - 4 入所一時金 100,000 円（退去時に、居室等の現状回復費用を差し引いて返却）

#### (入退居に当たっての留意事項)

第10条 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の対象者は、要介護者であって認知症の状態に

あり、かつ次の各号を満たすものとする。

- (1) 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。
- (2) 自傷他害のおそれがないこと。
- (3) 常時医療機関において治療する必要がないこと。

2 入居後利用者の状態が変化し、前項に該当しなくなった場合は、退居してもらう場合がある。

3 退居に際して、利用者及び家族の意向を踏まえた上で、他のサービス提供機関と協議し、介護の継続性が維持されるよう、退居に必要な援助を行うよう努める。

#### (秘密の保持)

第 11 条 事業者は、業務上知り得た契約者、利用者並びにその家族に関する個人情報並びに秘密事項については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合等正当な理由がある場合、正当な権限を有する官憲の命令による場合並びに別に定める文書（自己情報開示等申出に対する決定通知書）により同意がある場合に限り第三者に開示するものとし、それ以外の場合は、契約中及び契約終了後においても第三者に対して秘匿します。

2 職員は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持しなければならない。

また、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するものとする。

#### (苦情処理)

第 12 条 利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事業関係の調査の実施、改善措置、利用者及び家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講ずるものとする。

#### (損害賠償)

第 13 条 利用者に対する介護サービス提供に当たって、賠償すべき事故が発生した場合は速やかに損害賠償を行う。

2 前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

#### (衛生管理)

第 14 条 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護を提供するのに必要な設備、備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に留意する。

2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じることとする。

(1) 施設における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね 3 月に 1 回以上開催し、その結果について職員に周知徹底を図る。

(2) 施設における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

(3) 施設において、職員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(4) 全 3 号に掲げるもののほか、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

#### (緊急時における対応策)

第 15 条 利用者の心身の状態に異変その他緊急事態が生じた時は、主治医または協力医療機関と連絡

をとり、適切な措置を講ずる。

#### (非常災害対策)

第 16 条 事業者は、消防法令に基づき、防火管理者を選任し、消火設備、非常放送設備等、災害・非常時に備えて必要な設備を設けるものとする。

2 事業者は、消防法令に基づき、消防計画をたて、職員及び利用者が参加する消火、通報及び非難訓練を原則として月 1 回以上は実施する。そのうち年 1 回以上は総合訓練を実施するものとする。

3 利用者は健康上又は防災等の緊急事態の発生に気付いた時は、ナースコール等最も適切な方法で、職員に事態の発生を知らせるものとする。

4 事業所の火災報知機は、煙感知や熱感知の作動によって感知し、直ちに消防署へ通報すると同時に全職員を招集する。

#### (業務継続計画の策定等)

第 17 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。

2 施設は職員に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

#### (虐待等の禁止)

第 18 条 職員は利用者に対し、以下のような身体的苦痛を与え、人格を辱める等を行ってはならない。

- (1) 殴る、蹴る等直接利用者の身体に侵害を与える行為
- (2) 廊下に出したり、小部屋に閉じ込めるなどをして叱ること。
- (3) 強引に引きずるようにして連れて行く行為。
- (4) 食事を与えないこと。
- (5) 利用者の年齢及び健康状態からみて必要と考えられる睡眠時間を与えないこと。
- (6) 乱暴な言葉使いや利用者をけなす言葉を使って、心理的苦痛を与えること。
- (7) 施設を退所させる旨脅かす等言葉による精神的苦痛を与えること。
- (8) 性的な嫌がらせをすること。
- (9) 当該利用者を見捨てること。

#### (虐待防止に関する事項)

第 19 条 入所者の人権の擁護・虐待の発生又は再発を防止するため次の措置を講じる。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催し、その結果について職員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

- 2 サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者（入所者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを日立市に通報するものとする。

#### （身体拘束）

第 20 条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

- 2 身体的拘束等の適正化を図るため、次の措置を講じる。

- （1）身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を 3 月に 1 回以上開催し、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図るものとする。
- （2）身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- （3）介護職員その他の職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

#### （その他運営に関する留意事項）

第 21 条 厚生労働省が定める事業者にかかる情報の開示を法人・施設のパンフレット等において行うものとする。

- 2 全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じる。また、従事者の質的向上を図るため研修の機会を設け、業務体制を整備する。

- （1）採用時研修 採用後 1 ヶ月以内

- （2）継続研修 随時

- 3 適切な指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、職員の就業環境を害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

- 4 利用者に対するサービスの提供に関する記録等を整備し、その完結の日から 5 年間保存する。

- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人秀和会と事業所の管理者との協議に基づき定めるものとする。

#### 附則

- 1 この規程は、平成 22 年 3 月 15 日から施行する。
- 2 この規程は、平成 24 年 4 月 1 日に改正、施行する。
- 3 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日に改正、施行する。

- 4 この規程は、令和3年4月1日に改正、施行する。
- 5 この規程は、令和3年8月1日に改正、施行する。
- 6 この規程は、令和6年4月1日に改正、施行する。